

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業経営における透明性、公正な経営及びコンプライアンスの実現を重要課題として、コーポレートガバナンスの充実を図り、グループ全体最適の追求を可能とする意思決定組織体制の構築を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、上記の基本的な考え方に基づき、実効的なコーポレートガバナンスを実現するための取組みを継続的に行い、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を全て実施していると判断しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大部 満里子	1,248,940	11.73
大部 仁	1,099,846	10.33
大部 力	1,090,188	10.24
日本プロセス株式会社	818,103	7.69
日本プロセス社員持株会	806,400	7.58
吉川 豁彦	695,522	6.53
アドソル日進株式会社	622,000	5.84
第一生命保険株式会社	334,400	3.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	204,000	1.92
白川 一幸	200,000	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社および上場子会社はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
諸星 信也	他の会社の出身者											
一瀬 益男	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
諸星 信也	○	広告システム研究所所長 東京コンサルティング株式会社顧問	高度な情報システム関連技術・知識・経験と上場企業での上級管理職としての視点で経営監督をしていただくために選任しております。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反を生じない独立性を有するものと判断し独立役員としております。
一瀬 益男	○	東京経済大学 名誉教授	経営学の分野でご活躍をされた方で、この経験を活かし当社の経営の監視などをしていただきたため選任しております。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反を生じない独立性を有するものと判断し独立役員としております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	1	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	1	0	2	社外取締役

補足説明	更新
------	----

指名・報酬諮問委員会が、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っています。
その他の2名は、常勤監査役1名と顧問1名です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人が行う監査業務について随時報告を収受し、会計監査人の業務監督と評価を行っております。また、監査役会において会計監査人の選任・不再任・解任等の案を審議しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
椎名 健二	弁護士										○			
上園 朗	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
椎名 健二		弁護士(東京弁護士会)	弁護士としての視点から当社の経営全般を監視する役目を担っていただくために選任しております。
上園 朗	○	公認会計士(日本公認会計士協会)	公認会計士として財務、会計及び経営管理に関する深い知識と企業経営を統治する十分な見識を活かし、独立した立場で経営を監査していただくため選任しております。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反を生じない独立性を有するものと判断し独立役員としております。

【独立役員関係】

独立役員の数	更新	3 名
--------	----	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、当社と当社役員が兼職する企業等との取引額が年間12百万円以下の場合は、一般株主と利益相反を生じない独立性を有するものとしております。なお、取締役諸星信也氏及び一瀬益男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

会社の業績に連動して総額を決定し、各取締役別の賞与額は、当社が定める基準に従い業績を評価した結果を指名・報酬諮問委員会に諮問したのち取締役会で決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、「取締役報酬規程」、「監査役報酬規程」及び「取締役退職金規程」において、役員の報酬額の算定方法を定めております。取締役の報酬は、月額報酬、役員賞与、役員退職慰労金で構成し、監査役報酬は、月額報酬で構成しております。月額報酬は、平成2年8月30日開催の第23期定時株主総会においてその総枠を決議されており、各取締役別の報酬額は指名・報酬諮問委員会に諮問したのち取締役会で決定し、各監査役の報酬額は監査役会で決定しております。役員賞与は、会社の業績に連動して総額を決定し、各取締役別の賞与額は、当社が定める基準に従い業績を評価した結果を指名・報酬諮問委員会に諮問したのち取締役会で決定しております。役員退職慰労金は、月額報酬に一定の割合を掛けて算出した額としております。なお、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する給与及び賞与は、賃金規程にしたがっております。一方、平成30年8月24日開催の第51期定時株主総会において、取締役退職慰労金制度の廃止及び取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度

(以下、「本制度」という。)の導入を決議いたしました。

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象役員」という。)に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象役員に対して年額25百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、並びに譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、(i)当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を有すること、及び(ii)当該役務提供期間満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には当社の取締役会が正当と認める理由があることを譲渡制限の解除条件とするものであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在は、社外取締役及び社外監査役を補佐する担当者はおりませんが、必要に応じて業務補助のためのスタッフを置き、その人事については取締役及び監査役が協議して決定することとなっております。また、社外取締役及び社外監査役に対しては、全取締役会の議事録及び経営会議等の重要と思われる情報は随時、常勤監査役より伝達・送付・送信する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 経営機構の概要

1) 取締役・取締役会

当社の取締役会は社外取締役2名を含む8名の取締役で構成され、原則毎月1回開催される定時取締役会において、経営の基本方針や法令で定められた経営に関する重要な事項を決定するとともに、代表取締役ならびに取締役の職務執行に関する監督を行っております。尚、株主が業績結果に基づいた取締役評価をよりタイムリーに行えるように、取締役の任期は1年となっております。

2) 監査役・監査役会

当社は、会社法等の関連法令に基づき、監査役会を設置しております。監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されており、ガバナンスのあり方とその運営について監視し、取締役の職務執行を含む日常的な経営活動の監査を行っております。常勤監査役は、株主総会・取締役会・経営会議への出席や各事業所へ往査し、取締役を含む全従業員および会計監査人からの報告收受を行っております。また、社外監査役についても、重要な取締役会への出席と全取締役会の議事録の精査を行う体制を整え、より実効性のあるモニタリングを図っております。

3) 常勤役員連絡会・経営会議

原則毎週1回開催される常勤役員連絡会で、日常の業務執行に関わる情報交換を行うとともに、取締役・監査役・その他検討事項に応じた責任者等が出席する経営会議を原則毎月1回開催し、スピーディーかつ適切な意思決定と監督が行える体制としております。

4) 諮問委員会

取締役会の任意の諮問委員会として指名・報酬諮問委員会及び投資審査諮問委員会を設置し、経営監督機能の向上に努め、株主重視の経営を推進しております。

(指名・報酬諮問委員会) 取締役、監査役の人事及び取締役の個人報酬案の審議

(投資審査諮問委員会) 投資案件に関する審議

2. 内部統制体制の概要

1) 内部監査体制

取締役および監査役に監査結果の報告を行う独立した内部監査部門として経営監査室を設置し、財務報告およびコンプライアンスの統制を図っております。

2) 内部通報・相談体制

グループ会社を含めた全取締役、従業員が、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われる虞があることに気づいたときは、社内受付管理者あるいは社外受付者(顧問弁護士)に対しメールまたは封書により通報・相談を行う内部通報制度を運用しています。

3) リスク管理体制

内部統制管理責任者を全社リスク管理責任者と位置づけ、全社横断的・網羅的な管理を行っております。

3. 業務を執行した公認会計士の指名および所属する監査法人名等

会計監査人につきましては、京橋監査法人との間で監査契約を締結し、適宜監査が実施されています。監査法人及びその業務執行社員と当社との間に特別の利害関係はありません。

4. 社外取締役と社外監査役に関する事項

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

日本プロセス株式会社は、社外取締役・社外監査役を招聘し、経営監督機能を強化することが、コーポレート・ガバナンスの強化に資するものであり、株主・投資家等の皆さまからの信認を確保していく上でふさわしい体制であると考えことから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採っています。

社外取締役は、豊富なビジネス経験および経営経験を通じて培った幅広い識見を活かし、客観的な視点から同社の経営全般へのさまざまな指導をいただいています。

また、社外監査役は、職務経験を通じて培った高度な専門性を活かし、同社のコーポレート・ガバナンスの水準維持、向上に貢献いただいています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を基本として招集通知を発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日の集中日の回避を基本として設定しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・第4四半期の決算説明会を、アナリスト及び機関投資家を対象に、社長を説明者として実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、株主通信、株主総会関連資料等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社内規程により経営企画部をIRを推進する部署として位置づけ、関連部署と連携し円滑に進めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範、行動指針において、ステークスホルダー尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	毎年、当期純利益の一部を慈善団体へ活動資金として寄付しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内規程により経営企画部をIR窓口として規定し、ステークスホルダーへの情報提供の公平性を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを、行動規範/行動指針を通し取締役、監査役、使用人に周知徹底を行う。
 - ロ. 当社は、組織総合規程、職務分掌細則、決裁権限細則、稟議規程等を制定し、職務の執行と範囲を明確に定める。
 - ハ. 取締役は、実行性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努める。
 - ニ. 監査役は当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、取締役に對し改善を助言又は勧告しなければならない。
 - ホ. 内部監査部門は、各部門の業務を監視し不正等を発見した場合、社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。
 - ヘ. 内部統制管理責任者及び内部統制事務局を定め、内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。
 - ト. 取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われる虞があることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口又は社外の顧問弁護士に對し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 文書管理規程及び文書管理規程別表に基づいて、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書又は電磁的媒体を閲覧できるものとする。
- 3 リスクの管理に関する規程その他の体制
 - イ. 内部統制管理責任者は、管理部及び関連部署と連携し、当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。
 - ロ. 取締役会は、内部統制管理責任者より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し統括的な危機管理を行う。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ロ. 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤役員連絡会を原則週1回開催し業務執行に関わる意見交換等を行うとともに、取締役・監査役・その他検討事項に応じた責任者等が出席する経営会議を原則月1回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
 - ハ. 業務の運営・執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標の明確な設定、各部門への目標付与を行い、各部門においてはその目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
- 5 当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制
 - イ. 取締役会は、グループ会社共通の企業理念、行動規範/行動指針を策定し、グループ全体に周知徹底する。
 - ロ. グループ会社統括は、内部統制管理責任者と連携し、各グループ会社の内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。
 - ハ. 当社取締役、部門長、グループ会社社長は、各担当部門の業務執行及び財務報告に係る適切性を確保する内部統制システムの確立と運用の権限と責任を有する。
 - ニ. 内部監査部門は、グループ各社の業務を監視し不正等を発見した場合、社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。
 - ホ. グループ各社の取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われる虞があることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口又は社外の顧問弁護士に對し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。
 - ヘ. グループ会社の社長、もしくはグループ会社統括は、グループ会社の経営について当社取締役会において事業内容の定期的な報告を行う。また、重要案件において、グループ会社の社長は、グループ会社統括と協議し、グループ会社での協議結果を当社取締役会に随時報告する。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が求めた場合、監査役の職務を補助のための使用人を配置し、その人事については取締役と監査役が協議して決定する。
- 7 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査部門の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関し、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- 8 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - イ. 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び以下に定める事項について、監査役にその都度報告するものとする。
 - (a) 内部統制システム構築に関する事項
 - (b) 当社の重要な会計方針、会計基準の変更に関する事項
 - (c) 重要な開示に関する事項
 - (d) 監査役から要求された会議議事録に関する事項
 - (e) その他コンプライアンス上重要な事項
 - ロ. 監査役は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えられている。
 - ハ. 当社及び当社グループは、監査役に対して報告したことを理由として不利益な扱いをすることを禁止する。
- 9 その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、職務遂行にあたり取締役会及び重要な会議の出席、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧することができる。
 - ロ. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ハ. 監査役は職務について生じる費用について請求することができ、当該請求が職務執行に必要でないと認められる場合を除き、

当該請求に基づき支払いを行う。

10 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

11 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監理する。

ロ. 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制システム構築を推進し、その整備・運用の評価を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況について

当社は、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。

さらに、内部通報制度を適切に運用し、反社会的勢力の潜在的関与も排除します。

1) 対応部署の設置

管理部を対応部署とし、不当要求などの事案ごとに関係部門と協議し、対応します。

2) 外部の専門機関との連携

所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しております。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

管理統括が担当として、反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を行っております。

4) 研修・教育活動の実施

倫理規範・人権、コンプライアンスに関する研修など、反社会的勢力の排除に向けて対応すべく、平素より啓発活動に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

The organizational chart illustrates the corporate governance structure, centered around the **株主総会** (Shareholders' Meeting). The structure is as follows:

- 株主総会** (Shareholders' Meeting) is the top authority, responsible for the selection and dismissal of the **監査役会** (Audit Committee), the **取締役会** (Board of Directors), and the **会計監査人** (Auditor).
- The **取締役会** (Board of Directors) is composed of the **取締役会** (Board of Directors) and the **代表取締役会長** (Chairman of the Board of Directors). It oversees the **代表取締役社長** (President) and the **経営会議** (Management Meeting).
- The **監査役会** (Audit Committee) provides supervision, advice, and guidance to the **取締役会** (Board of Directors).
- The **顧問弁護士** (Counselor) provides advice and guidance to the **取締役会** (Board of Directors).
- The **会計監査人** (Auditor) provides supervision and review to the **取締役会** (Board of Directors).
- The **経営監査室** (Management Audit Room) reports to the **代表取締役社長** (President) and provides internal supervision.
- The **受注審査委員会** (Order Review Committee), **プロジェクトレビュー委員会** (Project Review Committee), and **情報システム・セキュリティ管理委員会** (Information System Security Management Committee) report to the **代表取締役社長** (President).
- The **内部統制事務局** (Internal Control Secretariat) reports to the **代表取締役社長** (President) and provides improvement instructions to the **各事業部門／各グループ会社** (Business Divisions / Group Companies).
- The **管理部** (Management Department) reports to the **代表取締役社長** (President) and provides internal communication and consultation.
- The **各事業部門／各グループ会社** (Business Divisions / Group Companies) are the operational units at the bottom of the chart.

【適時開示体制】

